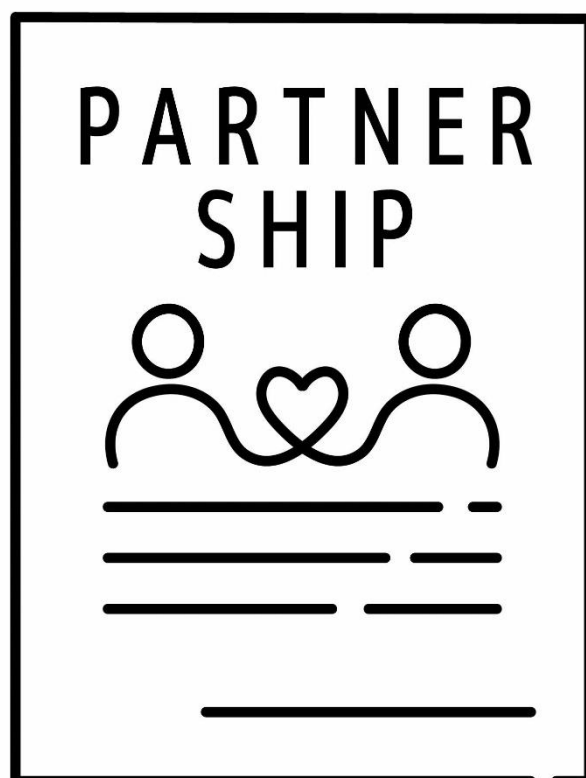


小田原市パートナーシップ登録制度 利用ガイドブック



小田原市
令和5年(2023年)1月発行

登録をお考えのカップルのみなさまへ

小田原市は、誰もが尊重し合い、それぞれの多様性を認め合いながら、共にいきいきと暮らす地域社会を築くことを目指し、平成31年4月1日から、日常生活において相互に協力し合い、継続的に共同生活を行うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティのお二人を対象に、お互いを人生のパートナーとして市に登録する「小田原市パートナーシップ登録制度」を導入しました。

この制度の特徴は、当事者の方が、お互いがパートナーである事実を市に申請し、市は登録簿にその情報を登録することです。宣誓はあえて要件とはしておりません。そして登録した事実について、証明書を発行できる制度です。

パートナーシップ登録をしたからといって、法律上の効果（婚姻、相続、税金の控除など）が生じるものではありません。しかし、行政がその関係を尊重することに、この制度の大きな意義があるものと私たちは考えています。パートナーシップ登録制度が、性的マイノリティの方に対する差別や偏見の解消、暮らしやすさの保障につながり、誰もが安心して生き生きと暮らせる社会の実現への礎になることを期待します。

登録手続きの流れ

電話やメールで事前連絡・調整

事前に人権・男女共同参画課まで連絡をしてください。申請日・場所の調整、必要書類の確認等を行います。

- ・連絡先 人権・男女共同参画課
- ・電話 0465-33-1725
- ・E-mail jinken@city.odawara.kanagawa.jp
- ・申請日時 土・日・祝日・年末年始を除く毎日（9時から17時まで）
- ・申請場所 プライバシーへの配慮から、個室での受付もできます。ご希望の方はお申し出ください。

登録申請

証明書の交付申請

予約日時・場所に、お二人そろってお越しください。
必要書類をご持参ください。

内容確認

本人確認、申請内容の確認、要件を満たしているかの確認を行います。

登録

パートナーシップ登録簿に申請内容を記載します。

証明書・証明カードの交付

- ・希望者には、登録証明書（A4判・カード型）や登録事実証明書を発行することができます。
- ・証明書発行手数料として1通につき300円をいただいています。
（生活保護を受けている方は、発行手数料が無料になる場合があります。）
- ・交付申請書を受理した際に、市から申請者に納付書をお渡ししますので、最寄りの金融機関等で手数料を納付してください。納付が確認され次第、発行手続きを進めます。
- ・交付申請から交付までは、手数料の納付があつてから、概ね1週間程度のお時間をいただいております。

登録を申請することができる方

パートナーシップ登録をするには、次の条件を全て満たしている必要があります。

- (1) 両名ともまたはどちらかが性的マイノリティのカップルであること
- (2) 両名とも成年であること（民法第4条に準ずる。）
- (3) お二人とも小田原市にお住まいであるか、どちらか一方が小田原市にお住まいでもう一方が申請日から3月以内に市内への転入を予定していること
- (4) 結婚していないこと
- (5) 登録される方以外の方とパートナーシップ関係にないこと
- (6) 近親者（直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族）でないこと

登録申請の際にご用意いただくもの

- (1) 登録申請書（登録証明書等交付申請書を兼ねています）
 - (2) 住民票の写しなど現住所が分かる書類（申請日から3月以内に発行されたもの）
 - (3) 戸籍抄本など独身であることがわかる書類（申請日から3月以内に発行されたもの）
 - (4) 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カードなど、本人確認をするため、本人の顔写真が添付されたもの
- ※ 上記以外に、市長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

登録後について

(1) 証明書の交付について

ア パートナーシップ登録証明書

登録者の申請により、登録簿に記載されたことを証明する書面を発行します。

登録申請書は発行申請書を兼ねていますので、登録の際にお申込みいただけます。

A4判の証明書と、携帯用のカード型証明書の2種類があります。

発行手数料は1通につき300円です。

（生活保護を受けている方は、発行手数料が無料になる場合があります。）

イ 登録に関する事実証明書

(ア) 登録した事実についての証明

登録者の申請に基づき、登録簿に登録されている情報を証明する書面を発行することができます。民間サービスを利用するときなど、第三者にパートナーシップ登録をしている事実を証明する際に利用するものです。

パートナーシップ登録から年月が経過した場合でも、登録事実に関する変更届により登録内容を更新することで、その時点におけるお二人の関係を証明することができます。

(イ) 登録を削除された事実の証明

登録後、契約した民間サービスを解約するときなど、第三者に登録を削除した事実を証明する必要がある場合に使用するものです。

登録証明書の再交付について

登録者の申請に基づき、紛失、毀損、汚損等の事情がある場合、登録証明書の再発行を申請することができます。1通につき300円の再交付手数料がかかります。

申請の際には、本人確認のための書類が必要です。運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カードなど、本人確認をするため、本人の顔写真が添付されたものをお持ちください。

(2) 登録事項の変更について

次の場合は、届出が必要です。

- ・住所や氏名が変わった場合や、結婚をした場合など、申請時に提出した書類の記載事実に変更があったとき
- ・パートナーシップ関係が解消されたとき
- ・市外に転出したとき
- ・登録者の一方が死亡したとき

届出は登録者の一人（または二人）で行うことができます。

(3) 登録の抹消について

次の場合、パートナーシップ登録簿からデータが抹消されます。

- ・パートナーシップを解消した場合や市外に転出をした場合、登録者の届出により登録が抹消されます。ただし、転勤や親族の介護などやむを得ない事情により一時的に市外に転出する場合は、抹消の対象となりません。
- ・登録後、5年に1回実施するアンケート等により、登録内容に基づく事実がないと認める相当の理由があるとき、市長の職権で登録が抹消されます。
- ・登録要件を欠いたとき、虚偽その他不正な方法により登録を受けたとき、登録証明書又は事実証明書を不正に利用した時、登録者からの届出がなくても市長は登録を抹消します。

Q & A

Q 1 登録の際や登録後、プライバシーは守られるのでしょうか。

A 申請の時は、プライバシー保護のため、希望があれば個室で対応します。

申請書類や記載内容等の秘密は必ず守られます。登録簿は、限られた職員が施錠された保管庫で管理します。パートナーシップ登録を行ったことによって、登録者の秘密が明らかにされることはありません。不安なことや不明な点があれば、お気軽にご相談ください。

ただし、行政サービスの中には、関係者への情報提供が必要になることもあります。

Q 2 パートナーシップ登録は結婚とどう違うのでしょうか。

A 婚姻を行うと、民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利や、税金の控除、親族の扶養義務等様々な権利・義務が発生しますが、パートナーシップ登録は、市の要綱に基づいて実施するため、法的効力はありません。また、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Q 3 制度を利用する際に、費用はかかりますか。

A 登録申請書を提出する際に費用はかかりませんが、申請の際に提出していただく必要書類の交付手数料は自己負担となります。また、登録証明書の交付を受ける場合は1通につき300円の手数料が発生します。

(生活保護を受けている方は、発行手数料が無料になる場合があります。)

Q 4 小田原市民でなくても利用できますか。

A 申請時に、登録者のどちらかが小田原市民である必要があります。また、登録後、もう一方の方には市に転入していただくことが必要になります。

Q 5 登録申請の時点で同居していなければ利用できないのでしょうか？

A 同居しているか、同居の約束をしていることが申請条件です。

Q 6 成年に達した者とは何歳ですか。

A 満18歳以上です。

Q 7 養子縁組をしていると利用できないのでしょうか。

A 登録者同士が養子と養親の関係にある場合、養子縁組を解消した場合でも、登録申請はできません。

Q 8 通称使用はできますか。

A 戸籍上の氏名と併せて通称名を登録できます。その場合は、通称名を日常的に使用していることがわかる書類（通称名宛に届いた郵便物や社員証等）の写しをご提示ください。

Q 9 証明書はすぐに発行されますか。

A 事務手続きに、納付の確認をしてから1週間程度を必要とします。

Q 10 証明書はどこで利用できますか。

A 税証明の発行や、市営住宅、県営住宅への入居に際して使用することができます。市では、今後も証明書を提示することで利用できるサービスを増やしていくと共に民間事業者や市民の皆様に対しても、証明書の利用等について、周知啓発を進めて参ります。なお、行政サービスの中には、必ずしも証明書の提示がなくても既に利用できるものもございますので、裏面の一覧でご確認ください。

Q 11 ほかにの人に代理で申請をしてもらえますか。

A 登録申請には、登録希望者がお二人そろってお越しいただく必要があります。

Q 12 登録は何年間有効でしょうか。

A 登録は、最初の登録日から30年間です。

Q 13 なりすましや偽装等の悪用をされませんか。

A 登録の申請には、独身であることを証明する書類と、本人確認を行うため身分証明書の提示を求めることで、成りすまし等の悪用を防止します。

また、登録要件に該当しない場合や、不正使用が発覚した場合は、登録を抹消します。

なお、不正の発覚により、登録を抹消した場合には、それまで受けていた行政サービスをただちに受けられなくなることがあり、罰則規定がある行政サービスもあります。

Q 14 市外に転出するときは、手続きが必要でしょうか。

A 変更届を提出していただきます。お二人そろって市外に転出した場合、登録は失効しますが、一方が転勤、親族の看病やその他のやむを得ない事情で一時的に市外に転出する場合は、登録は継続されますので、ご相談ください。

Q 15 パートナーシップを解消した場合、手続きが必要でしょうか。

A パートナーシップを解消した場合や、不幸にして相手と死別した場合は変更届を提出してください。

Q 16 登録内容に変更があったのに変更届が提出されない場合は、どうなるのですか。

A 登録情報は現在のパートナーシップの状況を証明するものなので、変更が生じた場合には、変更届を提出していただくことになります。また、5年に1回のアンケート調査にご協力いただくことになっておりますので、調査において登録を継続するために必要な実態がない場合は、登録を抹消させていただくこともあります。

行政サービスの中には、適宜、家族状況などの実態調査を行っているサービスもあります。

参考 小田原市パートナーシップ登録制度に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、誰もが尊重しあい、それぞれの多様性を認め合いながら、共にいきいきと暮らす地域社会を築くことを目指して実施する、パートナーシップ登録制度の事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 同性愛者や両性愛者、トランスジェンダーなど、性的指向や性自認の在り方が多数派と異なる者
- (2) パートナーシップ 両者の自由意志により、互いを人生のパートナーとして、継続的に共同生活をし、又は継続的に共同生活をすることを約束した一方又は双方が性的マイノリティである2人の成人（民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達した者をいう。以下同じ。）間における社会生活関係
- (3) 共同生活 日常生活において、複数の人間が、経済的、物理的、精神的に相互に協力し合うこと。
- (4) パートナーシップ登録 小田原市パートナーシップ登録簿（様式第1号。以下「登録簿」という。）に自身のパートナーシップに関する情報を登録することを希望する両者の申請について、市長が第5条第1項の規定による登録を行うこと。

(申請者の要件)

第3条 パートナーシップ登録をすることができる者は、パートナーシップにある者であって次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 一方又は双方が性的マイノリティのパートナーシップであり、登録に双方が合意していること。
- (2) 双方が民法第4条の定める成年に達していること。
- (3) 双方が市内在住又はその一方が市内在住でもう一方が3月以内に市内への転入を予定していること。
- (4) 双方に配偶者がいないこと。
- (5) 双方にそれ以外の者とのパートナーシップがないこと。
- (6) 当事者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族等）でないこと。

(申請方法)

第4条 パートナーシップ登録の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、小田原市パートナーシップ登録申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）にパートナーシップにある者の所定の事項をそれぞれ自署し、当該申請時に次に掲げる書類を添付して、市長が指定する場所に申請者双方が同時に来庁して申請する。

- (1) 申請者の住民票の写し（申請日以前3月以内に交付されたものに限る。）その他の現住所を確認できる書類
- (2) 申請者の戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）（申請日以前3月以内に交付されたものに限る。）その他の独身であることを確認できる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項各号に掲げる書類は、申請者の一方又は双方がこれを提出することができない特別の事情があると認められる場合に限り、市長が認める別の書類をもって代えることができる。

3 申請者は、申請をする日時等について、事前に市と調整するものとする。

(パートナーシップ登録)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請について、申請者がパートナーシップにあると認めるときは、当該パートナーシップについて登録簿に登録するものとする。

2 申請書の受領は、市長が指定する場所において行う。

3 市長は、申請書を受領するにあたり、次に掲げる書類のいずれかの提示を求め、申請者が本人であることを確認

する。

- (1) 運転免許証
- (2) 旅券
- (3) マイナンバーカード
- (4) 在留カード
- (5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であつて、申請者の顔写真が添付されたもの

4 前項の規定にかかわらず、申請者のパートナーシップの関係が公序良俗に反すると認められるときは、市長は、パートナーシップ登録を行わない。

(通称名の使用)

第6条 登録者は、性別違和等で市長が特に理由があると認める場合は、登録申請において通称名（戸籍上の氏名に代えて広く通用している呼称をいう。）を使用することができる。

2 登録者は、前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を登録申請時に提示するものとする。

(登録証明書等の交付等)

第7条 市長は、パートナーシップ登録をした両者に対し、小田原市パートナーシップ登録証明書（様式第3号。以下「登録証明書」という。）及び携帯カード型小田原市パートナーシップ登録証明書（様式第3号の2。以下「携帯カード」という。）を交付する。

2 登録者が、紛失、毀損等の事情により登録証明書及び携帯カードの再発行を求めるときは、小田原市パートナーシップ登録証明書等再交付申請書（様式第4号。以下「再交付申請書」という。）により、市長に申請する。

(登録の事実に関する証明等)

第8条 登録者が、パートナーシップ登録を受けたとき又は抹消された事実について証明を求めるときは、小田原市パートナーシップ事実証明書交付申請書（様式第5号。以下「事実証明書交付申請書」という。）により、小田原市パートナーシップ登録に関する事実証明書（様式第6号。以下「事実証明書」という。）の交付を受けることができる。

2 登録者が、紛失、毀損等の事情により事実証明書の再発行を求めるときは、再交付申請書により、市長に申請する。

(登録事実の変更)

第9条 登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、小田原市パートナーシップ登録事実に関する変更届（様式第7号。以下「変更届」という。）により、登録者の一方又は双方が第5条第2項に規定する場所に来所して、市長に届け出なければならない。

- (1) 住所、氏名その他申請時に提出した書類の記載事実に変更があったとき。
- (2) 登録者のパートナーシップが解消されたとき。
- (3) 登録者のいずれかの者が市外へ転出したとき。
- (4) 登録者のいずれかの者が死亡したとき。

2 登録者が前項第2号から第4号にまでの規定に基づく届出を行うときは、交付された登録証明書、携帯カード及び事実証明書の全てを返還しなければならない。ただし、同項第3号に該当する場合であつて、登録者の一方が、転勤、親族の看病その他のやむを得ない事情を理由として一時的に市外への転出をするときについては、この限りでない。

(登録の変更、抹消等)

- 第10条** 市長は、前条第1項第1号に基づく届出を受理したときは、登録簿の記載内容を変更する。
- 2 市長は、前条第1項第2号から第4号までの規定に基づく届出を受理したときは、パートナーシップ登録を抹消する。ただし、前条第2項ただし書に規定する一時的な転出に該当する場合は、この限りでない。
- 3 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、パートナーシップ登録を抹消することができる。
- (1) 第3条各号（第2号及び第6号を除く。）に定める要件を欠いたとき。
 - (2) 虚偽その他の不正な方法によりパートナーシップ登録を受けたとき。
 - (3) 登録証明書、携帯カード又は事実証明書を不正に利用したとき。
 - (4) 第3条第1項第3号に該当する場合において、市内への転入を予定している申請者が相当期間を経過してもなお転入しないとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、登録を継続することが適当でないと市長が認めるとき。
- 4 前2項の規定によりパートナーシップ登録を抹消された者は、交付された登録証明書、携帯カード及び事実証明書の全てを直ちに市長に返還しなければならない。

（本人確認）

- 第11条** 第7条第1項の登録証明書及び携帯カードの交付を受けるとき、同条第2項の再交付申請書を提出するとき、第8条第1項の事実証明書交付申請書を提出しその交付を受けるとき及び第9条第1項の変更届を提出するときは、本人確認のため、申請者は、第5条第3項各号に掲げる書面を提示しなければならない。ただし、各種証明書の交付を郵送で受ける場合は、この限りでない。

（登録情報の保存）

- 第12条** パートナーシップ登録簿の保存期間は、30年間とする。

（委任）

- 第13条** この要綱の施行について必要な事項は、市民部人権・男女共同参画課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

参考 性的マイノリティの方に関する行政サービスの例

【パートナーシップ登録が必要なサービス】

項	目	お問合せ先
税証明書	登録証を提示していただき、現在も有効な証明書であることが確認できれば、親族として対応します。	資産税課 電話 33-1361
市営住宅	登録証明書・事実証明書を提出することで、市営住宅の入居資格の一つである同居親族として対応します。	建築課 電話：33-1553
県営住宅	小田原市内にある神奈川県 <small>の</small> 県営住宅について、市営住宅と同様の制度があります。	神奈川県公共住宅課 電話 045-210-6543

【パートナーシップ登録が無くても利用できるサービス】

項	目	お問合せ先
市立病院	手術同意、付き添い、病状説明などは、登録の有無に関わらずご相談ください。	市立病院 医事課 電話 34-3175
市営墓地	墳墓の新規受付	市に1年以上在住の方で、墳墓の祭祀を主宰すべき方であれば、登録の有無に関わらず申込むことができます。 みどり公園課 電話 33-1583
	墳墓の承継	
生活保護	生活保護の利用は、世帯の人数を基に保護費が算定されるので、登録の有無に関わらず認定されます（どちらかが主で他方が同居人になります。主がなくなれば同居人は単身世帯として認定されます）。	生活支援課 電話 33-1463
国民健康保険証 限度額適用認定証 特定疾病療養受療証	「性同一性障害」と診断された方は、お申し出により、性別表記を裏面に記載することが可能です。	保険課 電話 33-1845
介護保険証 負担割合証 負担限度額認定証		高齢介護課 電話 33-1827

小田原市パートナーシップ登録制度 利用ガイドブック
令和5年(2023年)1月1日 発行

小田原市パートナーシップ登録制度に関するお問い合わせ・ご相談は

小田原市 市民部 人権・男女共同参画課

TEL 0465(33)1725 / FAX 0465(33)1851

MAIL jinken@city.odawara.kanagawa.jp